

公正取引委員会が認定した「入札談合等関与行為」の事例

① 岩見沢市が発注する建設工事における事例

(平成15年1月30日、岩見沢市長に対し改善措置要求)

岩見沢市の職員は、同市が発注する建設工事について、反復、継続して、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示するなどしていた。

② 新潟市が発注する建設工事における事例

(平成16年7月28日、新潟市長に対し改善措置要求)

新潟市の職員は、同市が発注する建設工事の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて、継続的に、秘密として管理されている建設工事の設計金額を入札執行前に教示するなどしていた。

③ 日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事における事例

(平成17年9月29日、日本道路公団総裁に対し改善措置要求)

日本道路公団役員は、鋼橋上部工工事について、①同公団の退職者から競争入札の落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け、その都度、その内容について承認する等し、②同公団の退職者からの要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させる等し、③同公団の退職者からの要請を受け、工事の発注基準を従来の15億円以上から10億円以上に引き下げさせていた。これらの行為は、同公団の退職者の再就職先を確保する目的をもって行われたものであり、全体として単に入札談合を黙認・追認していたにとどまらず、事業者に入札談合を行わせたものと認められた。

また、同公団職員は、発注予定時期などの未公表情報の教示を行っていた。

④ 国土交通省が発注する水門設備工事における事例

(平成19年3月8日、国土交通大臣に対し改善措置要求)

国土交通省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を、事業者間の調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者に示すなどしていた。

⑤ 防衛施設庁が発注する土木・建築工事における事例

(平成19年6月20日、防衛施設庁に対し通知)

防衛施設庁の職員は、土木・建築工事について、入札の執行前に、落札予定者の割り振りを行い、その結果を窓口役の同庁OBに直接又はその補助役の同庁OBを通じて伝達し、窓口役の同庁OBは、割り振りの結果を業界側連絡役等に伝達していた。また、落札予定者に確実に受注させるため、防衛施設庁の地方支分部局の担当職員に対し、割り振りの対象とした工事のうち指名競争入札の工事については、当該工事名及び落札予定者名を伝え、当該落札予定者を当該工事の入札参加者として指名するよう指示するなどしていた。

⑥ 独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務における事例

(平成19年12月27日、緑資源機構に対し通知)

緑資源機構の職員は、林道調査測量設計業務について、反復的かつ継続的に、落札予定者を選定し、入札前に、落札予定者に対し、落札予定者となった旨を伝達していた。また、同機構の役員は、前記の落札予定者の選定結果について承認を与えていた。

⑦ 札幌市が発注する下水処理施設に係る特定電気設備工事における事例

(平成20年10月29日、札幌市長に対し改善措置要求)

札幌市の職員は、同市発注の下水処理施設に係る特定電気設備工事のほとんど全てについて、当該工事の入札前に落札予定者についての意向を落札予定者に示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。

⑧ 国土交通省が発注する車両管理業務における事例

(平成21年6月23日、国土交通大臣に対し改善措置要求)

国土交通省の職員は、特定の事業者に対し、毎年、車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示していた。

⑨ 防衛省航空自衛隊が発注する什器類の納入における事例

(平成22年3月30日、防衛大臣に対し改善措置要求)

防衛省の職員は、防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について、当該什器類の入札前に納入予定メーカーについての意向を納入予定メーカーに示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。

⑩ 青森市が発注する土木一式工事における事例

(平成22年4月22日、青森市長に対し改善措置要求)

青森市特別理事の職にあった者は、青森市発注の特定土木一式工事について、特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、青森市契約課に対し指名業者の組合せを指示していた。

⑪ 茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事における事例

(平成23年8月4日、茨城県知事に対し改善措置要求)

茨城県の職員(境土地改良事務所の工務課長)は、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について、同事務所の所長の承認の下、各工事の落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を、建設業協会の境支部の支部長に伝達していた。

また、茨城県の職員(境工事事務所の所長)は、特定の事業者からの要望を受け、境工事事務所発注の特定舗装工事について、当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長に指示して、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。

⑫ 国土交通省が発注する一般土木工事における事例

(平成24年10月17日、国土交通大臣に対し改善措置要求)

国土交通省の職員(土佐国道事務所の副所長及び高知河川国道事務所の副所長)は、土佐国道事務所及び高知河川国道事務所が総合評価落札方式によって発注する特定一般土木工事について、特定の事業者の役員からの求めに応じ、当該工事の入札書の提出締切日前までに、入札参加業者の名称、入札参加業者の評価点、予定価格等の未公表情報を教示していた。

⑬ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事における事例

(平成26年3月19日、鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長に対し改善措置要求)

鉄道建設・運輸施設整備支援機構の職員(鉄道建設本部東京支社の設備部長、設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事)は、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業員に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

⑭ 東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業における事例

(令和元年7月11日、東京都知事に対し改善措置要求)

東京都の職員(金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長及び朝霞浄水管理事務所の技術課排水処理係主任)は、各浄水場の排水処理施設運転管理作業について、契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業員に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

⑮ 首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務における事例

(令和8年4月22日、首都高速道路株式会社代表取締役に対し改善措置要求)

首都高速道路株式会社の職員(①東京西局点検・補修推進課長、②技術部工事安全推進課長、③東京西局保全管理課保全管理司令(①～③は全て同一人物である。))及び④東京西局点検・補修推進課長)は、特定道路清掃業務の入札において、入札参加業者のうち特定の事業者の従業員に対し、入札書の提出締切日前までに、非公表の予定価格に関する情報等を教示していた。